

紹介手数料の返戻金制度

株式会社 中田無線

許可番号：04－ユ－300125

当社の紹介により就職した者が入社後6ヶ月以内に本人都合による退社または本人の責に基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還します。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 入社後1ヵ月以内に雇用契約が終了した場合 | 90% |
| (2) 入社後1ヵ月超、3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 70% |
| (3) 入社後3ヵ月超、6ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 50% |

但し、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。